

公益財団法人オーケー育英財団

令和 8 度奨学生募集要項 大学生奨学金（大学 1 年生採用）

1. 趣 旨

公益財団法人オーケー育英財団（以下、「本財団」という）は、高等学校の生徒及び大学の学生に対し奨学援助を行うことにより、社会の有用な人材を育成し、教育水準の向上及び人材の育成に寄与することを目的としています。

2. 特 徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付とし、原則として、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。

3. 奨学生の応募資格

本財団の大学生奨学金（大学 1 年生採用）の奨学生となる者は、以下の各号の全てに該当する者としてします。

- (1) 日本国籍を有する者。
外国籍を有する場合は、在留資格が「永住者」または「定住者」の人は応募可能。
- (2) 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県内の 4 年制以上の日本の大学（通信制及び夜間部を除く）に在籍する 1 年次である者（国外からの留学生を除きます）。
- (3) 令和 8 年（2026 年）4 月 1 日現在、20 歳以下である者。
- (4) 保護者の世帯年入が 700 万円以下である者。
- (5) 卒業した高校 3 年生時の全履修教科の評定平均値が 5 段階評価で 3.8 以上（小数点以下第 2 位を四捨五入）であり、人物が優秀である者。
- (6) 他の奨学金制度との併願・併用は可能。

4. 採用人数

大学 1 年生 50 名

5. 奨学金の額と給付の方法

(1) 給付金額 月額 5 万円

(2) 給付の期間

在学している大学の正規の修了期間とします。ただし、奨学金の休止又は廃止事由に該当する場合、期間の途中であっても奨学金の交付が休止又は廃止される可能性があります。

奨学生に採用された年の4月から6月分の奨学金は、一度目の交付日に遡って支給します。

(3) 給付の方法

奨学金は、4か月毎の一定日に交付するものとします（本人名義の銀行の預金口座に入金します）。

1 回目	4 月、5 月、6 月、7 月分	7 月 25 日
2 回目	8 月、9 月、10 月、11 月分	11 月 25 日
3 回目	12 月、1 月、2 月、3 月分	3 月 25 日

(4) 一時金

上記のほか、大学1年生の年度において、1人あたり30万円の一時金に加え特別一時金として7万円を給付します。（支給時期：大学1年生の年度の7月25日）

6. 奨学金の休止又は廃止事由

奨学生が下記のいずれかに該当すると認められたときは、期間の途中であっても奨学金の交付が休止又は廃止される可能性があります。

(1) 休止事由

ア 休学、あるいは引き続き3か月以上にわたって長期に欠席するとき

(2) 廃止事由

ア 退学したとき

イ 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき

ウ 学業成績又は性行が著しく不良となったとき

エ 奨学金を必要としない理由が生じたとき

オ 奨学生の責務に特段の理由なく違反したとき

カ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

7. 手 続

(1) 提出方法

奨学金情報サイト「ガクシー」へ会員登録の上、応募フォームに必要事項を記入いただき、ご応募下さい。

(2) 提出期限

令和8年5月31日

(3) 必要書類

ア 願書（応募フォームより入力）

イ 卒業した高校3年生時の成績証明書（PDFにし応募フォームに添付）

ウ 在籍する大学の在学証明書（PDFにし応募フォームに添付）

エ 住民票（世帯全員が記載されているもので、マイナンバーの記載がないもの）

外国籍の方は在留資格及び在留期間の記載がある住民票
(PDFにし応募フォームに添付)

オ 保護者の所得を証明する書類(同一生計の保護者全員分)

・令和7年度 課税証明書又は非課税証明書の原本
(令和6年1月1日から12月31日の所得)

(PDFにし応募フォームに添付)

カ 課題 作文 テーマ『将来の目標や夢に向けて大学時代をどのように過ご
したいか』

※財団指定課題用紙に記入後 PDFにし応募フォームに添付

※AI ツールの引用は禁止

8. 奨学生の決定

(1) 奨学生の決定は、本財団の奨学生選考委員会の選考を経て理事会が行い、その結果を本人に2026年6月末日までに通知します。

(2) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

9. 奨学生の責務

奨学生は、本財団が奨学生交流会を開催した場合には、積極的に出席してください。また、財団が指定する日までに次の書類を財団に提出することが義務付けられています。

(1) 前年度の成績証明書

(2) 在学証明書

(3) その他提出の必要があると判断した書類

以上